

不当労働行為の審査取扱状況（令和３年）

第１表 取扱件数

区 分	取扱件数	終結件数	翌年への繰越し
繰 越 し	7	1	6
新規申立て	3	1	2
計	10	2	8

第２表 申立事項別件数

申 立 事 項	繰越し	新規申立て	計
１号（正当な組合活動による不利益取扱い）	—	—	—
２号（団体交渉の拒否）	3	3	6
３号（支配介入）	—	—	—
４号（報復的な不利益取扱い）	—	—	—
１号と２号の複合したもの	—	—	—
１号と３号の複合したもの	—	—	—
２号と３号の複合したもの	1	—	1
１号と２号と３号の複合したもの	2	—	2
１号と３号と４号の複合したもの	1	—	1
１号と２号と３号と４号の複合したもの	—	—	—
計	7	3	10

（注） 「申立事項」欄の１号ないし４号は、労働組合法第７条各号に定める不当労働行為の分類である。

第3表 申立理由別件数

7 条号別	申 立 理 由		繰越し	新規申立て	計
1 号	正当な組合活動による不利益取扱い	解 雇	—	—	—
		賃金等の差別	2	—	2
		仕事上の差別	—	—	—
		配 転	—	—	—
		そ の 他	2	—	2
		小 計	4	—	4
2 号	団体交渉の拒否		6	3	9
3 号	支 配 介 入	組 合 誹 謗	—	—	—
		別 組 合 の 育 成	—	—	—
		協 定 不 履 行	1	—	1
		組合弱体化工作	4	—	4
		脱 退 強 要	—	—	—
		就 労 拒 否	—	—	—
		小 計	5	—	5
4 号	不当労働行為救済申立て等をしたことによる不利益取扱い		1	—	1
計			16	3	19

(注) 1 「申立理由」欄の1号ないし4号は、労働組合法第7条各号に定める不当労働行為の分類である。

2 1事件につき複数の申立理由がある場合があるため、件数の計は第1表の取扱件数の計とは一致しない。

第4表 請求する救済内容別件数

請求する救済内容	繰越し	新規申立て	計
原 職 復 帰 ・ バ ッ ク ペ イ	—	—	—
配 置 転 換 の 撤 回	—	—	—
不 利 益 取 扱 い の 撤 回	3	—	3
事 業 所 の 再 開	—	—	—
他 組 合 と の 差 別 禁 止	—	—	—
団 体 交 渉 の 応 諾	6	3	9
支 配 介 入 の 禁 止	4	—	4
謝 罪 文 の 掲 示 ・ 手 交	6	1	7

(注) 1事件につき複数の請求する救済内容がある場合があるため、件数の合計は第1表の取扱件数の計とは一致しない。

第5表 月別件数

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
繰 越 し	—	—	—	1	—	—	2	—	—	1	—	3	7
新規申立て	—	1	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—	3

第6表 地区別件数

地 区	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	計
繰 越 し	4	2	1	—	—	—	—	—	—	—	7
新規申立て	1	1	—	—	—	—	1	—	—	—	3

第 7 表 業種別件数

業 種	製造	運輸、郵便			卸売、小売	教育、学習支援	医療、福祉	サービス	公務	その他	計
		旅客運送	貨物運送	郵便							
繰 越 し	—	1	4	—	—	1	—	—	—	1	7
新規申立て	—	—	—	—	—	—	1	1	1	—	3
計	—	1	4	—	—	1	1	1	1	1	10

第 8 表 企業規模別件数

企業規模	49 人以下	50～99 人	100～199 人	200～299 人	300～499 人	500～999 人	1,000 人以上	計
繰 越 し	4	3	—	—	—	—	—	7
新規申立て	—	—	—	—	1	2	—	3
計	4	3	—	—	1	2	—	10

第 9 表 終結区分別件数

終結区分	命令・決定					和解・取下げ				計
	全部救済	一部救済	棄却	却下	小計	関与和解	無関与和解	取下げ	小計	
繰 越 し	—	—	—	—	—	—	1	—	1	1
新規申立て	—	—	—	—	—	1	—	—	1	1
計	—	—	—	—	—	1	1	—	2	2

第 10 表 終結事件係属日数

終結区分	最 長	最 短	平 均
命 令 ・ 決 定	—	—	—
和 解 ・ 取 下 げ	600	253	427
総 平 均	—	—	427